

公益財団法人すこやか食生活協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人すこやか食生活協会（以下「協会」という。）の定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に定める評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員の仕事執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員は無報酬とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の仕事期間に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の仕事額の決定は、別表第1「常勤役員の仕事額」に基づき、理事会の決議によって定めるものとする。

- 2 非常勤役員の仕事額は、別表第2「非常勤役員の仕事額」のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表第3「常勤役員の退職手当」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、月額報酬及び期末手当をもって支給するものとし、月額報酬は毎月の定まった日に支払うものとする。非常勤役員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 1 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

2 公益財団法人すこやか食生活協会理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程は廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬額

- 1 専務理事 年間総額500万円以内

別表第2 非常勤役員の報酬額

- 1 理事長 月額10万円

- 2 監事

監査業務1回につき、1人一律2万円(源泉所得税(復興特別所得税を含む。)控除後の金額)を支給する。

別表第3 常勤役員の退職手当

- 1 退職手当の額

常勤役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の報酬月額に在職期間(異なる常勤の役職の在職期間を含み、4年を超える在職期間については算入しない。以下同じ。)1年につき100分の100を乗じて得た額とする。なお、在職期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

- 2 退職手当の支給

法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人(本人が死亡したときは、その遺族)に支給する。